

新	旧
<p style="text-align: center;">第 23 節 知的財産権侵害物品</p> <p>(輸入差止申立ての取扱い)</p> <p>21 の 2 1 輸入差止申立ての取扱い及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての手続</p> <p>輸入差止申立てをしようとする権利者には、「輸入差止申立書」(T-1870)及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>イ及びロ (略)</p> <p>ハ 添付書類等</p> <p>(イ) 添付が必要な資料等</p> <p>権利の内容を証する書類</p> <p>登録原簿の謄本及び公報(著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等。以下同じ。)(税関において他の方法により権利の内容を確認する手段がある場合は、輸入差止申立ての受理後に提出させることとして差し支えない。)</p> <p>侵害の事実を疎明するための資料等</p> <p>輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したもののその他の識方法等 A～C (略)</p> <p><u>D 著作権又は著作隣接権を侵害する物品(著作権法第 113 条第 5 項に係るものに限る。)</u>については、次の資料等を添付させることとする。</p> <p><u>a 同項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」のサンプル</u></p> <p><u>b 同項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」のサンプル(サンプルが添付できない場合には、当該「国外頒布目的商業用レコード」の発行日、「国内頒布目的商業用レコード」との同一性及び「日本国内頒布禁止」等の表示内容が確認できる資料)</u></p> <p><u>c 同項に規定する「不当に害されることとなる場合」に該当することを明らかにする書類(ライセンス契約書等ライセンス料率を確認できる書類、卸売価格等を確認できる書類、レコード製作者が自ら発行している場合においてはその事実を確認できる書類)</u></p>	<p style="text-align: center;">第 23 節 知的財産権侵害物品</p> <p>(輸入差止申立ての取扱い)</p> <p>21 の 2 1 輸入差止申立ての取扱い及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての手続</p> <p>輸入差止申立てをしようとする権利者には、「輸入差止申立書」(T-1870)及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 添付書類等</p> <p>(イ) 添付が必要な資料等</p> <p>権利の内容を証する書類</p> <p>登録原簿の謄本及び公報(著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等。以下同じ。)(税関において他の方法により権利の内容を確認する手段がある場合は、輸入差止申立ての受理後に提出させることとして差し支えない。)</p> <p>侵害の事実を疎明するための資料等</p> <p>輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したもののその他の識方法等 A～C (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>E (略) 及び (略) (ロ) (略)</p>	<p>D (同左) 及び (同左) (ロ) (同左)</p>